

## 長期履修制度について

### ○制度の目的・概要

この制度は、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）での教育課程の履修が困難な方について、当該年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し修了することができる制度です。

### ○対象者

- (1) 官公庁、企業等に雇用されている者（休業等により、職務を免除されている者を除く）、自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者
- (2) アルバイト、パートタイム等で就業している者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
- (3) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
- (4) 前3号に準ずる者であって、長期履修を必要とする事情があると学長が認めたもの

### ○申請方法

「長期履修申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、教育支援課学務係へご提出ください。

なお、申請に際しては事前に指導（予定）教員と相談の上、履修計画を作成し、指導（予定）教員の下承を得た上で申請してください。

※博士前期課程入学者は教育推進部門 UEA（電話：0743-72-5107 E-mail：mkawakami@ad.naist.jp）にご相談ください。

・提出期限：平成30年9月21日（金）

・必要書類

#### (1) 長期履修申請書

※履修計画については、指導（予定）教員と相談の上、作成してください。博士前期課程入学予定者については、教育推進部門 UEA にご相談ください。

(2) 在職証明書 ※在職を理由とする場合。様式任意

(3) 出産、育児又は親族の介護を理由とする場合は、その事実を証明するもの

・[本学ホームページ]-[入学案内]-[長期履修制度]のページ

(<http://www.naist.jp/campuslife/gakumu/long-term.html>) に必要書類の様式を掲載していますので、ご利用ください。

・在職、出産、育児、介護以外の理由により、長期履修を希望する場合は、教育支援課学務係に事前にご連絡ください。

- ・長期履修期間として申請できる期間は、博士前期課程では3年又は4年、博士後期課程では4年、5年又は6年となります。なお、就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮をする必要が生じた場合には延長等をできる場合があります。ただし、長期履修期間満了までの期間が1年に満たない場合は、長期履修期間の延長等を行うことができません。
- ・申請結果については、平成30年10月下旬に通知します。

#### ○授業料

- ・長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の額を、長期履修を認めた在学期間で按分して徴収します。なお、長期履修を認められた期間で修了することができない場合、期間満了後の授業料については一般学生と同額となります。
- ・長期履修による授業料年額 = 通常の授業料年額 (535,800 円【※現行】) × 標準修業年数 ÷ 長期履修期間として認められた年数

【例】博士前期課程について、3年間の長期履修の許可を受けた場合

| 区分                   | 各年度の授業料納付額 |           |           | 修了までの授業料総額  |
|----------------------|------------|-----------|-----------|-------------|
|                      | 1年目        | 2年目       | 3年目       |             |
| 一般学生<br>(標準修業年限2年)   | 535,800 円  | 535,800 円 |           | 1,071,600 円 |
| 長期履修学生<br>(長期履修期間3年) | 357,200 円  | 357,200 円 | 357,200 円 |             |

[問い合わせ先]

教育支援課学務係

電話：0743-72-5932

E-mail：g-gakumu@ad.naist.jp